

## 第1 支給決定基準の概要

### 1 支給決定基準の目的

この基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第29条の規定に基づき、本市（以下「市」という。）が、勘案事項を踏まえつつ、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うため、あらかじめ支給の要否や支給量の決定について定めるものとする。

### 2 支給決定基準の位置づけ

この基準は、行政手続法第5条（平成5年法律第88号）に規定する審査基準（支給申請に対する決定処分を行う際の基準）に位置付けられる。

また、都道府県が支給決定障害者等から市が行った支給決定に関する審査請求を受けた場合は、都道府県は、基本的には、当該市の支給決定基準に照らして審査を行うこととなる（都道府県の不服審査基準になる。）

### 3 一般原則

#### （1）支給決定のプロセス

市は、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が作成する「サービス等利用計画案」の提出を求め、その内容を勘案し、支給決定を行う。

※ 支給決定の基本的な流れは、図1を参照。

#### （2）非定型ケースへの対応

支給決定基準と乖離した支給申請があった場合には、支給決定案又は地域相談支援給付決定案の内容や作成した理由等を付して、成田市障害者介護給付認定審査会（以下「審査会」という。）に意見を求め、その意見を踏まえて支給決定を行うこととする。

#### （3）特例的支給

利用者が単身又は単身に準ずる（介護を行う者が疾病等により介護できない

状態等)世帯であり、一時的かつ緊急的に利用者の日常生活に著しく支障をきたすことが認められる場合、特例的に標準支給決定基準量又は1回当たりの標準利用可能時間数を超えて支給することができるものとする(特例的支給)。

なお、特例的支給を受ける必要がある場合には、その理由を申請書及びサービス等利用計画書並びにモニタリング報告書に明示し、すみやかに本課に協議することとする。

#### (4) 2人介護の取扱いについて

2人の従業者により居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護(以下「居宅介護等」)又は重度障害者等包括支援として提供される居宅介護等を行うことについて、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ(i)及び(ii)を満たしている場合に、2人介護を認めることとする。

なお、2人介護を認める場合の支給量は、標準支給決定基準時間(特例的支給が必要と認められる場合は、特例的支給基準量)に2を乗じた時間数を上限とする。

##### ●要件1

ア 利用者の身体的理由(体重過多等)により1人の従業者による介護が困難と認められる場合

イ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

ウ その他利用者の状況から判断して、必要と認められる場合

##### ●要件2

(i) 利用者の同意を得ていること

(ii) サービス申請時に、2人介護が必要であることを明示しておくこと

#### (5) 標準利用期間を超えて利用する場合の支給決定について

訓練等給付サービスについては、サービスの長期化を回避するため、標準利用期間が設定されているが、標準利用期間内では、十分な成果が得られず、かつ、引き続きサービスを提供することによる改善効果が具体的に見込まれるため更にサービスの利用が必要な場合には、審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新を可能とする。

また、地域移行支援については、支給決定期間は6カ月以内としているが、こ

の期間では十分な成果が得られず、かつ、引き続き地域移行支援を利用することにより地域生活への移行が具体的に見込まれる場合には、審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、6カ月間の範囲内で更新を可能とする。

#### (6) 暫定支給決定について

訓練等給付に係る障害福祉サービスは、障害者本人の希望を尊重し、より適切なサービス利用を図る観点から、利用を希望する事業について、

①当該事業の継続利用についての利用者の最終的な意向の確認、②当該事業の利用が適切かどうかの客観的な判断を行うための期間（暫定支給決定期間）を設定した支給決定（暫定支給決定）を行うこととしている。

#### (ア) 暫定支給決定の対象サービス

- ・自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援A型

※ 就労継続支援B型は、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者等で、他事業への転換が困難な者であることから、暫定支給決定を行わないこととする。

※ 就労継続支援A型事業所で雇用契約を締結せずに利用する者についても、将来的には雇用契約への移行が期待できる障害者であることから暫定支給決定を行う。

※ 基準該当自立訓練（機能訓練・生活訓練）及び共生型自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者については、暫定支給決定を要しないものとする。

※ 就労定着支援の利用者については、就労移行支援等を利用した後、新たに企業に雇用された障害者であって、当該企業での就労を継続している期間が6月を経過した障害者が利用するものであるため、暫定支給決定を要しないものとする。

また、障害者の職場への定着を促進するため、一般就労を目指して就労移行支援等の利用を希望する障害者には、あらかじめ一般就労後の就労定着支援の利用を推奨することが望ましい。

※ 暫定支給決定の対象サービスに係る支給申請のあった障害者について、すでに暫定支給決定期間中に行うアセスメントと同等と認められるアセスメント

が行われており、改めて暫定支給決定によるアセスメントを要しないものと市町村が認めるときは、暫定支給決定は行わなくても差し支えないものとする。

なお、就労継続支援A型については、以下の①又は②のような場合に暫定支給決定期間中に行うアセスメントと同等と認められるアセスメントが行われているものとする。

- ① 現在、就労継続支援A型を利用している障害者が、他の市町村に転居する場合であって、転居後の市町村においても引き続き就労継続支援A型の利用を希望する場合に、転居前に利用していた就労継続支援A事業所から転居後に利用する予定の就労継続支援A型事業所にアセスメント情報が引き継がれており、かつ、当該アセスメント情報の内容から、改めて暫定支給決定を要しないと市町村が判断できる場合
- ② 就労移行支援を利用していたが、一般企業に就職できなかった障害者が、就労継続支援A型の利用を希望する場合に、当該就労移行支援事業所から利用予定の就労継続支援A型事業所にアセスメント情報が引き継がれており、かつ、当該アセスメント情報の内容から、改めて暫定支給決定を要しないと市町村が判断できる場合

※ 就労移行支援（養成施設）については、当該養成施設においてあらかじめ選考試験等により対象者が選考されるため、暫定支給決定は要さず、原則として当該選考によって利用が内定している対象者について、予定されている養成課程の期間（3年又は5年）を支給決定の有効期間とする支給決定を行う。

#### （イ）暫定支給決定期間

暫定支給決定期間については、2か月以内の範囲で市町村が個別のケースに応じて設定する。

#### 4 自立支援給付と介護保険給付との適用関係

介護保険給付又は地域支援事業と自立支援給付との適用関係については、当該給付調整規定に基づき、介護保険給付又は地域支援事業が優先されることとなる。

基本的な考え方は以下のとおりであるので、市は、介護保険の被保険者（受給

者)である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る介護保険給付又は地域支援事業を受け、又は利用することができることが可能か否か等について、介護保険担当課や当該受給者の居宅介護支援を行う居宅介護支援事業者等とも必要に応じて連携した上で把握し、適切に支給決定をすること。

#### (1) 優先される介護保険サービス

自立支援給付に優先する介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による給付又は事業は、介護給付、予防給付及び市特別給付並びに第一号事業とされている。したがって、これらの給付対象となる介護保険サービスが利用できる場合は、当該介護保険サービスの利用が優先される。

#### (2) 介護保険サービス優先の捉え方

サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には相当する介護保険サービスに係る介護保険給付又は地域支援事業を優先して受け、又は利用することとなる。しかしながら、障害者が同様のサービスを希望する場合でも、その心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、障害福祉サービスの種類に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、当該介護保険サービスを優先的に利用するものとするとはしないこととする。

在宅の障害者で、申請に係る障害福祉サービスについて当該市において適当と認める支給量が、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスに係る介護保険給付又は地域支援事業の区分支給限度額の制約から、介護保険の居宅サービス計画又は介護予防サービス計画(ケアプラン)上において介護保険給付又は地域支援事業のみによって確保することができないものと認められる場合は、その限りにおいて介護給付費又は訓練等給付費を支給することが可能である。

#### (3) 運用の適用除外のサービス

介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のサービスと認められるもの（行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助（ただし、65歳以降に身体障害者になった者、及び認知症対応型グループホームに入居する者を除く））については、当該障害福祉サービスに係る介護給付費又は訓練等給付費を支給する。

#### （４）生活保護受給者における自立支援給付と介護保険給付との適用関係

介護保険の被保険者資格のある生活保護受給者は、介護保険（介護扶助）と障害者総合支援法による自立支援給付等との適用関係において、原則として、一般の被保険者と同様に介護保険（介護扶助）が優先される。

一方、特定疾病が原因で要介護・要支援状態にありながら、医療保険未加入のために介護保険の被保険者となれない40歳以上65歳未満の生活保護受給者については、生活保護制度における他法優先活用の原理に従い、自立支援給付等が介護扶助に優先する。

## 5 その他

この基準に定めのない事項は、厚生労働省が示す「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」のほか、厚生労働省が発出する通知によるものとする。

## 第2 障害福祉サービス等について

### I 介護給付

#### 1 居宅介護

##### ①身体介護

###### (ア) サービスの内容

居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護など、身体介護を中心としたサービス。

###### (イ) 対象者

障害支援区分が区分1以上（障害児にあってはこれに相当する支援の割合）である者

##### ②家事援助

###### (ア) サービスの内容

調理、洗濯及び掃除等の家事の援助を中心としたサービス

###### (イ) 対象者

障害支援区分が区分1以上（障害児にあってはこれに相当する支援の割合）である者

##### ③通院等介助（身体介護を伴う）

###### (ア) サービスの内容

病院への通院のための移動介助又は官公署での公的手続若しくは障害福祉サービスを受けるための相談に係る移動介助で、身体介護を伴うもの

###### (イ) 対象者

下記のいずれにも該当する者（障害児にあってはこれに相当する支援の割合）

① 区分2以上に該当していること。

② 障害支援区分の認定調査項目のうち、次に掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること。

・「歩行」 「全面的な支援が必要」

・「移乗」 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

・「移動」 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

- ・「排尿」 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
- ・「排便」 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

#### ④通院等介助（身体介護を伴わない）

##### （ア）サービスの内容

病院への通院のための移動介助又は官公署での公的手続若しくは障害福祉サービスを受けるための相談に係る移動介助で、身体介護を伴わないもの

##### （イ）対象者

障害支援区分が区分1以上（障害児にあってはこれに相当する支援の割合）であり、③通院等介助（身体介護を伴う）の対象者の基準に該当しない者

#### ⑤通院等乗降介助

##### （ア）サービスの内容

ヘルパー自ら運転する車両への乗車又は降車の介助に加えて、乗車前若しくは降車後の屋外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続、移動等の介助を行う。

##### （イ）対象者

障害支援区分が区分1以上（障害児にあってはこれに相当する支援の割合）である者

##### （ウ）留意事項

- ・「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」及び「通院先での受診等の手続、移動等の介助」とは、それぞれ具体的に介助する行為を要することとする。
- ・ヘルパーが「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」を行う場合で「通院等介助(身体介護を伴う場合)」を算定する場合は、通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間(20分～30分程度以上)を要し、かつ、身体介護を行う場合には、通算して「通院等介助(身体介護を伴う場合)」を算定する。
- ・ヘルパーが「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」を行う場合で「居宅における身体介護」を算定する場合は、「通院等介助(身体介護を伴う場合)」の前後において、居宅における外出に直接関連しない身体介護(例：入浴介助、食事介助など)に30分～1時間以上を要し、かつ、当該身体介護が中心である場合には、通算して「居宅における身体介護」を算定する。

## 2 重度訪問介護

### （ア）サービスの内容

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院又は入所している障害者に対して、意思疎通の支援その他の必要な支援を行う。

#### (イ) 対象者

障害支援区分が区分4以上（病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院又は助産所）に入院又は入所中の障害者がコミュニケーション支援等のために利用する場合は区分6以上）であって、次の（1）又は（2）のいずれかに該当する者

- (1) 次の①及び②のいずれにも該当していること
  - ① 二肢以上に麻痺等があること。
  - ② 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること。
- (2) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者（表1参照）

### 3 同行援護

#### (ア) サービスの内容

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障害者等が外出する際の必要な援助を行う。

#### (イ) 対象者

- ① 同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の者。（表2参照）

※ 障害支援区分の認定を必要としないものとする。

#### (ウ) 留意事項

移動の目的は「社会生活上必要不可欠な外出、社会参加のための外出」であるものとし、経済活動による外出や、通年かつ長期にわたる外出（通勤、通学、通所等）は対象外とする。

## 4 行動援護

### (ア) サービスの内容

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行う。

### (イ) 対象者

障害支援区分が区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上（障害児にあってはこれに相当する支援の度合）である者（表1参照）

### (ウ) 留意事項

移動の目的は「社会生活上必要不可欠な外出、社会参加のための外出」であるものとし、経済活動による外出や、通年かつ長期にわたる外出（通勤、通学、通所等）は対象外とする。

## 5 重度障害者等包括支援

### (ア) サービスの内容

常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供する。

### (イ) 対象者

障害支援区分が区分6（障害児にあっては区分6に相当する支援の度合）に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、以下のいずれかに該当する者

### I 類型

(1) 障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者であって

(2) 医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3)麻痺」における「左上肢右上肢左下肢右下肢」において、いずれも「ある」に認定（軽、中、重のいずれかにチェックされていること）

なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2)四肢欠損」、「(4)筋力の低下」、「(5)関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。

(3) 認定調査項目「1群起居動作」のうち、「寝返り」、「起き上がり」又は「座位保持」において「全面的な支援が必要」と認定

- (4) 認定調査項目「10 群特別な医療 レスピレーター」において「ある」と認定
- (5) 認定調査項目「6群認知機能コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定

## Ⅱ 類型

- (1) 概況調査において知的障害の程度が「最重度」と確認
- (2) 障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者であって
- (3) 医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3)麻痺」における「左上肢右上肢左下肢右下肢」において、いずれも「ある」に認定（軽、中、重のいずれかにチェックされていること）  
なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2)四肢欠損」、「(4)筋力の低下」、「(5)関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。
- (4) 認定調査項目「1 群起居動作」のうち、「寝返り」、「起き上がり」又は「座位保持」において「全面的な支援が必要」と認定
- (5) 認定調査項目「6群認知機能コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定

## Ⅲ 類型

- (1) 障害支援区分6の「行動援護」対象者であって
- (2) 認定調査項目「6群認知機能コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定
- (3) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（1 2項目）の合計点数が10点以上（障害児にあってはこれに相当する支援の度合）である者（表2参照）

## 6 療養介護

### (ア) サービスの内容

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行う。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供する。

### (イ) 対象者

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者として次に掲げる者

- ① 障害支援区分6に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っ

ている者

② 障害支援区分5以上に該当し、次の(ア)から(エ)のいずれかに該当する者であること。

ア 重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者

イ 医療的ケアの判定スコア(別表2の基本スコア及び見守りスコアを合算して算出する点数をいう。以下同じ。)が16点以上の者

ウ 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者(表2参照)であって、医療的ケアスコアが8点以上の者

エ 遷延性意識障害者であって、医療的ケアの判定スコアが8点以上の者

③ ①及び②に準ずる者として、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であって、常時介護を要するものであると市が認めた者

## 7 生活介護

### (ア) サービスの内容

障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。

### (イ) 対象者

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者

① 障害支援区分が区分3(障害者支援施設に入所する場合は区分4)以上である者

② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2(障害者支援施設に入所する場合は区分3)以上である者

③ 障害者支援施設に入所する者であって障害支援区分4(50歳以上の場合は障害支援区分3)より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市が利用の組合せの必要性を認めた者

## 8 短期入所

### (ア) サービスの内容

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他の以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う。

### (イ) 対象者

- ① 障害支援区分が区分1以上である障害者
- ② 障害児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児

## 9 施設入所支援

### (ア) サービスの内容

その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。

### (イ) 対象者

- ① 生活介護を受けている者であって障害支援区分が区分4（50歳以上の者にあっては区分3）以上である者
- ② 自立訓練又は就労移行支援（以下この②において「訓練等」という。）を受けている者であって、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難なもの
- ③ 生活介護を受けている者であって障害支援区分4（50歳以上の場合は障害支援区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市が利用の組合せの必要性を認めた者
- ④ 就労継続支援B型を受けている者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市が利用の組合せの必要性を認めた者

## Ⅱ 訓練等給付

### 1 自立訓練（機能訓練）

#### （ア）サービスの内容

障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

#### （イ）対象者

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者。具体的には次のような例が挙げられる。

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者
- ② 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 等

### 2 自立訓練（生活訓練）

#### （ア）サービスの内容

障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

#### （イ）対象者

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者。具体的には次のような例が挙げられる。

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者
- ② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 等

### 3 宿泊型自立訓練

#### （ア）サービスの内容

障害者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

#### （イ）対象者

自立訓練（生活訓練）に掲げる者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な障害者

#### 4 就労移行支援

##### （ア）サービスの内容

就労を希望する65歳未満の障害者又は65歳以上の障害者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた障害者に限る。）であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。

##### （イ）対象者

- ① 就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者又は65歳以上の者
  - ② あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、65歳以上の者を含む就労を希望する者
- ※ ただし、65歳以上の者は、65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた者に限る。

#### 5 就労継続支援A型

##### （ア）サービスの内容

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

##### （イ）対象者

企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労

することが可能な65歳未満の者又は65歳以上の者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていた者に限る。）。具体的には次のような例が挙げられる。

- ・ 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- ・ 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- ・ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者

#### （ウ）特例

##### ① 特例の考え方

法においては、障害者の一般就労を進める観点から、就労継続支援A型事業を創設し、福祉における雇用の場の拡大を目指しているところである。一方、障害者によっては直ちに雇用契約を結ぶことは難しいが、将来的には雇用関係へ移行することが期待できる者も多いことから、就労継続支援事業A型においては、(イ)の要件により雇用によらない者の利用を可能とし、雇用関係への移行を進める。

##### ② 要件

- ・ 雇用契約を締結する利用者に係る利用定員の数が10人以上であること。
- ・ 雇用契約を締結しない利用者に係る利用定員の数が、利用定員の半数及び9人を超えることができないこと。

③ 雇用契約を締結する利用者と雇用契約を締結しない利用者の作業場所、及び作業内容を明確に区分すること（別棟であることや、施設の別の場所で別の作業を実施していること、勤務表、シフト表は別々に管理すること、誰が見ても明確に区分されている状態であること）。

## 6 就労継続支援B型

### （ア）サービスの内容

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

#### （イ）対象者

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識

及び能力の向上や維持が期待される者。具体的には次のような者が挙げられる。

- ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- ② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者
- ③ ①及び②のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者
- ④ 障害者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市が利用の組合せの必要性を認めた者。

※ ④の者のうち「新規の入所希望者以外の者」については、原則、平成24年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画案の作成を求めた上で、引き続き、就労継続支援B型の利用を認めて差し支えない。

## 7 就労定着支援

### (ア) サービスの内容

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労移行支援等」という。）を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。

### (イ) 対象者

就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障害者（病気や障害により通常の事業所を休職し、就労移行支援等を利用した後、復職した障害者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障害者も含む。）

## 8 自立生活援助

### (ア) サービスの内容

居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障害者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行う。

### (イ) 対象者

障害者支援施設若しくは共同生活援助を行う住居等を利用していた障害者又

は居宅において単身であるため若しくはその家族と同居している場合であっても、当該家族等が障害や疾病等のため居宅における自立した日常生活を営む上で各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者であって、上記アの支援を要する者。

具体的には次のような例が挙げられる。

- 障害者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障害者  
※ 児童福祉施設に入所していた18歳以上の者、障害者支援施設等に入所していた15歳以上の障害者みなしの者も対象。
- 共同生活援助を行う住居又は福祉ホームに入居していた障害者
- 精神科病院に入院していた精神障害者
- 救護施設又は更生施設に入所していた障害者
- 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されていた障害者
- 更生保護施設に入所していた障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊していた障害者
- 現に地域において一人暮らしをしている障害者又は同居する家族が障害、疾病等により当該家族による支援が見込めないため実質的に一人暮らしと同等の状況にある障害者であって、当該障害者を取り巻く人間関係、生活環境又は心身の状態等の変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる者

## 9 共同生活援助

### （ア）サービスの内容

障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。

### （イ）対象者

障害者（身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）

なお、身体障害者が共同生活援助を利用するに当たっては、次のとおり留意すること。

- ① 在宅の障害者が、本人の意に反して共同生活援助の利用を勧められることのないよう、徹底を図ること
- ② 共同生活援助の利用対象者とする身体障害者の範囲については、施設からの地域移行の推進などの趣旨を踏まえ、65歳に達した以降に身体障害者となった者については新規利用の対象としないこと

### Ⅲ 地域相談支援給付

#### 1 地域移行支援

##### (ア) サービスの内容

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。

##### (イ) 対象者

以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者

- ① 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障害者  
※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。
- ② 精神科病院に入院している精神障害者  
※ 地域移行支援の対象となる精神科病院には、医療観察法第2条第4項の指定医療機関も含まれており、医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。
- ③ 救護施設又は更生施設に入所している障害者
- ④ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障害者  
※ 保護観察所、地域生活定着支援センターが行う支援との重複を避け、役割分担を明確にする観点等から、特別調整の対象となった障害者（「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等について（通達）」（平成21年4月17日法務省保観第244号。法務省矯正局長、保護局長連名通知。）に基づき、特別調整対象者に選定された障害者をいう。）のうち、矯正施設から退所するまでの間に障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊など矯正施設在所中に当該施設外で行う支援の提供が可能であると見込まれるなど指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される障害者を対象とする。
- ⑤ 更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障害者

#### 2 地域定着支援

##### (ア) サービスの内容

居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。

#### (イ) 対象者

- ① 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者
- ② 居宅において家族と同居している障害者であっても、当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者

なお、障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等も含む。

※ 共同生活援助、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制の整備、緊急時の支援等については、通常、当該事業所の世話人等が対応することとなるため、対象外。

※ 上記①又は②の者のうち医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。

#### IV 支給決定基準支給量について

##### 1 支給決定基準量

サービスの支給決定基準量は、別表のとおりとする。

なお、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援の支給決定基準時間の算定方法は、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）に定める各サービスのひと月あたりの国庫負担基準単位数を、サービスごとに1時間相当の報酬単位で除したものとし、小数点以下の端数については切り上げるものとする。

##### 2 併給について

障害者個々のニーズや地域におけるサービス提供基盤は多様であること、さらに、日額報酬化に伴い、報酬の重複なく、様々なサービスを組合せることが可能となったことから、原則として、併給できないサービスの組合せを特定はせず、報酬が重複しない利用形態であるならば、障害者の自立を効果的に支援する観点から、市が支給決定又は地域相談支援給付決定時にその必要性について適切に判断し、特に必要と認める場合は併給を妨げないものとする。

ただし、次の点に留意すること。

- (1) 重度訪問介護は、居宅介護、同行援護及び行動援護と併給することができない。ただし、当該者にサービスを提供している事業所が利用者の希望する時間帯にサービスを提供することが困難である場合であって、他の事業者が

居宅介護を提供する場合にあっては、この限りでない。

- (2) 施設入所支援の利用者は、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型以外の障害福祉サービスを、原則として利用することはできない。ただし、入所する者が一時帰宅する場合は、通常、受け入れ体制が確保されていることが想定されるが、市が特に必要と認める場合においては、施設入所支援に係る報酬が全く算定されない期間中に限り、訪問系サービスについて支給決定を行うことは可能である。

なお、障害者支援施設又はのぞみの園の入所者に係る日中活動サービスについては、既に、施設入所支援と併せて支給決定を受けていることから、改めて支給決定を受けることなく、一時帰宅中に当該日中活動サービスを利用することは可能である。

- (3) 共同生活援助を行う住居に入居する者（体験的な利用を行う者を含む。）は、入居中は、居宅介護及び重度訪問介護を利用することはできない（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準附則第18条の2第1項及び第2項の適用を受ける入居者を除く。）。ただし、入居者が一時帰宅する場合においては、通常、受け入れ体制が確保されていることが想定されるが、市が特に必要と認める場合においては、共同生活援助を行う住居の利用に係る報酬が全く算定されない期間中に限り、居宅介護又は重度訪問介護について支給決定を行うことは可能である。

## V 計画相談支援の内容

### 1 サービス利用支援

#### (ア) サービスの内容

サービス利用支援とは、以下の支援のいずれも行うものをいう。

- ①障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障害者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載したサービス等利用計画案を作成する。

#### 【サービス等利用計画案の記載事項】

- a 利用者及びその家族の生活に対する意向
- b 総合的な援助の方針
- c 生活全般の解決すべき課題

- d 提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期
- e 福祉サービス等の種類、内容、量
- f 福祉サービス等を提供する上での留意事項
- g モニタリング期間

②支給決定若しくは支給決定の変更の決定又は地域相談支援給付決定後に、指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者等との連絡調整等の便宜を供与するとともに、支給決定又は地域相談支援給付決定に係るサービスの種類及び内容、担当者その他の厚生労働省令で定める事項を記載したサービス等利用計画を作成する。

【サービス等利用計画の記載事項】

サービス等利用計画案の内容に加え、以下の事項を追加。

- a 福祉サービス等の利用料
- b 福祉サービス等の担当者

(イ) 対象者

障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障害者

ただし、当該申請者が、介護保険制度のサービスを利用する場合については、ケアプランの作成対象者となるため、障害福祉サービス固有のものと認められる行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等の利用を希望する場合であって、市がサービス等利用計画案の作成が必要と認める場合に求めるものとする。

## 2 継続サービス利用支援

(ア) サービスの内容

継続サービス利用支援とは、支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者が、支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間内において、当該者に係るサービス等利用計画が適切であるかどうかにつき、厚生労働省令で定める期間（モニタリング期間）ごとに、障害福祉サービス又は地域相談支援の利用状況を検証し、その結果及び心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、サービス等利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜の供与を行うことをいう。

①サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整等の便宜を供

与。

- ②新たな支給決定若しくは支給決定の変更の決定又は地域相談支援給付決定が必要と認められる場合において、当該支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者に対し、当該申請の勧奨を行う。

#### (イ) 対象者

指定特定相談支援事業者が提供したサービス利用支援によりサービス等利用計画が作成された支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者

#### (ウ) モニタリング期間の設定

モニタリング期間については、市が、指定特定相談支援事業者の提案を踏まえて以下の勘案事項及び期間を勘案して、個別の対象者ごとに定める。

##### ①勘案事項

- a 障害者等の心身の状況
- b 障害者等の置かれている環境
  - ・地域移行等による住環境や生活環境の変化、家族の入院、死亡又は出生等による家庭環境の変化、ライフステージ（乳幼児期から学齢期への移行、学齢期から就労への移行等）の変化の有無 等
- c 総合的な援助の方針（援助の全体目標）
- d 生活全般の解決すべき課題
- e 提供されるサービスの目標及び達成時期
- f 提供されるサービスの種類、内容及び量
- g サービスを提供する上での留意事項

##### ②期間

- a 支給決定又は支給決定の変更によりサービスの種類、内容又は量に著しく変動があった者  
→1月（毎月）ごと  
（ただし、当該支給決定又は支給決定の変更に係る障害福祉サービスの利用開始日から起算して3月間に限る。）
- b 療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者又は地域定着支援を利用する者（いずれも a に掲げる者を除く。）のうち次に掲げるもの

→1月（毎月）ごと

- (a) 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
- (b) 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者
- (c) 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けすることができる者
- c 療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者（a 及び b に掲げる者を除く。）のうち次に掲げるもの

→3月ごと

- (a) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助（日中サービス支援型に限る。）を利用する者
- (b) 65歳以上の者で介護保険におけるケアマネジメントを受けていない者（(a) に掲げる者を除く。）
- d 療養介護、重度障害者等包括支援若しくは施設入所支援を利用する者（a に掲げる者及び地域移行支援を利用する者を除く。）、療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者若しくは地域定着支援（いずれも a から c に掲げる者を除く。）又は地域移行支援を利用する者（a に掲げる者を除く。）

→6月ごと

※ 重度障害者等包括支援については、当該サービスの指定基準において相談支援専門員であるサービス提供責任者が当該サービスの実施状況の把握等を行うこととされているため、原則として、支給決定の有効期間の終期のみ継続サービス利用支援を実施。

### ③モニタリング期間を決定する際特に留意すべき事項

当該期間はあくまで利用するサービス等に応じて設定した標準期間であることを踏まえ、一律に標準期間に沿って設定するのではなく、アセスメントにより勘案すべき事項の状況を把握した相談支援専門員の提案等も十分に踏まえながら標準期間を設定する。

さらに、標準期間において示した状態像以外であっても、例えば本人の特性、生活環境、家庭環境等などにより、以下のような状態像となっている利用者の場合、頻回なモニタリングを行うことで、より効果的に支援の質を高めることにつながると考えられるため、標準よりも短い期間で設定することが望ましい。

下記に掲げる者は、上記の状況に該当する場合が多いと考えられるため、モニタリング期間の設定に当たっては、特に留意して検討すること。

- ・ 単身者（単身生活を開始した者、開始しようとする者）
- ・ 複合的な課題を抱えた世帯に属する者
- ・ 医療観察法対象者
- ・ 犯罪をした者等（矯正施設退所者、起訴猶予又は執行猶予となった者等）
- ・ 医療的ケア児
- ・ 強度行動障害児者
- ・ 被虐待者又は、その恐れのある者（養護者の障害理解の不足、介護疲れが見られる、養護者自身が支援を要する者、キーパーソンの不在や体調不良、死亡等の変化等）

モニタリング頻度は、モニタリング結果の検証等を行う等により必要に応じて見直しを行うこと。

## Ⅵ 計画相談支援給付費の対象者

市は、次の者に対し、計画相談支援給付費を支給する。

なお、障害児が児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害児通所支援と障害福祉サービスの両方を利用する場合には、計画相談支援及び児童福祉法に基づく障害児相談支援の対象となる。この場合の報酬については、障害児相談支援給付費のみ支給することとなる。

- （1）障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請を行った障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請を行った障害者のうち、指定特定相談支援事業者からサービス利用支援を受けた者（当該申請に係る支給決定若しくは支給決定の変更の決定又は地域相談支援給付決定を受け、サービス等利用計画を作成したとき）
- （2）支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者のうち、指定特定相談支援事業者から継続サービス利用支援を受けた者

## Ⅶ 計画相談支援給付費の支給期間とモニタリング期間の取扱い

### 1 計画相談支援給付費の支給期間

計画相談支援給付費の支給期間（月単位）については、運用上以下の取扱いとする。

### (1) 支給期間の開始月

#### ① 新規に計画相談支援給付費の対象となる者

サービス利用支援を実施する月（サービス等利用計画を作成する月）

#### ② 既に計画相談支援給付費の対象となっている者更新前の支給期間の翌月

### (2) 支給期間の終期月

計画相談支援給付費の支給期間は、計画相談支援対象者が利用する障害福祉サービスの支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間のうち最長の有効期間の終期月までの範囲内で設定することとしているが、自治体における事務や利用者の申請手続きに係る負担を勘案し、運用上、最長の有効期間の終期月を基本とする。

## 2 モニタリング期間に係る開始月と終期月

モニタリング期間の設定に当たっては、継続サービス利用支援の実施月を特定するため、併せて、当該モニタリング期間に係る継続サービス利用支援の開始月と終期月を設定することとする。

具体的には、以下の取扱いとする。

### (1) 当該モニタリング期間に係る継続サービス利用支援の開始月

継続サービス利用支援の開始月については、支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間の終期月において継続サービス利用支援を実施することを前提に、当該者に係るモニタリング期間を勘案して設定することとする。

（支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間の終期月においては、対象者の状況に応じて、継続サービス利用支援と併せて支給決定又は地域相談支援給付決定の更新等のためのサービス利用支援を実施（報酬はサービス利用支援の報酬のみ算定）。）

なお、1人の者に対して複数の支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間の終期が設定される場合には、複数の支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間のうち最長の有効期間の終期月に継続サービス利用支援を実施することを前提に、当該者に係るモニタリング期間を勘案して、継続サービス利用支援の開始月を設定する。

この場合、できる限り、複数の有効期間の終期月と継続サービス利用支援の実施月が同一月となるよう、各々の障害福祉サービスの支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間を設定することが望ましい。（結果として、サービス利用支援の実施月と継続サービス利用支援の実施月が異なる場合であっても、各々の報酬の算定は可とする。）

(2) 当該モニタリング期間に係る継続サービス利用支援の終期月

原則として、計画相談支援給付費の支給期間の終期月（障害福祉サービスの支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間の終期月）と同じとする。

ただし、モニタリング期間が1月（毎月）ごとの者については、継続サービス利用支援の開始月を含め最長1年以内で終期月を設定する（支給決定又は支給決定の変更によりサービス内容に著しく変動があった者については、当該支給決定等から概ね3ヶ月以内を基本とする。）。